

リスク・コミュニケーションにおける 摩擦の問題

—ニクラス・ルーマンの社会学の観点を参照して—

萩原 優騎*

I. はじめに

筆者は昨年度の研究にて、情報倫理学 (information ethics) における価値の普遍性と多元性の関係についての問題を扱った (萩原, 2021)。グローバル化が進む現代社会では、情報通信技術 (ICT: Information and Communication Technology) が世界各地に普及しており、地域を越えて規範を共有することの必要性が主張される一方で、それぞれの地域の価値や文化の多様性が強調される。そして、これらの立場の間での摩擦や衝突が生じることになる。そうであるならば、問題解決そのものを最初から諦めるべきなのだろうか。「あらゆる場面に適用可能な解決策」と「解決の断念」という二者択一以外の可能性として、当事者たちの間での摩擦や衝突をできる限り減らすという、暫定的な解決を探る方法を採用する可能性もあるだろう。こうした方法を、村上陽一郎は「LCS (Less Conflictual Solutions)」と名づけた。萩原 (2021) では、価値の普遍性と多元性の関係についての情報倫理学の議論を問い直す可能性を論じる際に有効であり得る一つの視点として、LCS に関する村上の議論を扱った。しかし、LCS の採用に際して考慮すべきことは何か、そこにはどのような論点が存在し得るのかといった問いは、残されたままとなった。これらの問いを、社会学における「リスク・コミュニケーション (risk communication)」についての議論を参照して検討することが、本稿の課題である。

はじめに、本稿の考察の前提となる事柄を記す。一つは、リスク・コミュニケーションが求められる状況に関する、ニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann) による考察である。もう一つは、ルーマンを主に参照した議論の中で小松丈晃が採用している、リスク・コミュニケーションの定義とその主要な論点である。次に、上記の二つの前提に基づいて、小松がルーマンの社会学の観点からリスク・コミュニケーションの間

* 東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門准教授

国際基督教大学社会科学研究所研究員・教養学部非常勤講師

題点をどのように理解しているのかということを確認する。そして、小松がリスク・コミュニケーションとの関連において村上の「寛容の主張」に言及する際に、LCSをどのように位置づけているのかということを知る。続いて、小松による考察の前提にあるルーマンの観点からLCSをどのように評価できるのかということを知る。また、そのような評価はLCSをその一部とする村上の「寛容の主張」それ自体にも当てはまるのかということを検討する。以上の考察を通じて、LCSを採用することの可能性と課題を示す。

II. 考察の前提

1. システムへの信頼

村上が提唱するLCSを採用することの妥当性や、採用に際して問われるべき事柄を考察することを目的とする本稿において主に参照するのは、小松（2003）である。同書は、ルーマンの社会学理論の観点に基づいて、「現代社会において見いだされるリスク現象に着目し、社会的な観点からリスク研究を推し進める糸口を得ることを課題としている」（小松, 2003, p. i）。本稿では、同書にてルーマンの理論との関連でリスク・コミュニケーションに言及している箇所注目する。その箇所の注では、わずか一文ながら、村上の議論に触れている。この一文に記されていることを、小松がリスク・コミュニケーションとの関連で示している論点を参照して読解することにより、LCSについて従来とは異なる角度から問題を検討し直すことが可能になると考える。

以上のような考察を展開するに先立って、小松がリスク・コミュニケーションを論じる背景を確認しておく必要があるだろう。小松（2003）では、リスク・コミュニケーションを論じる前提として、Luhmann（2014）に言及している。同書のキーワードの一つは、その題名にもなっている「信頼（trust）」である。「信頼は、出来事に抗して存続を強化し、そうすることによって、出来事に関してはより大きな複雑性を伴いつつ生活し行為することを可能にする」（Luhmann, 2014, S.18 = 1990, p.25）。複雑性を伴う状況は不確実であり、その状況を完全に統御できる見通しは立たない。そうした状況下で、未規定な不確実性を持った将来を「縮減（reduction）」するために、信頼は必要とされる（Luhmann, 2014, S.19 = 1990, p.25）。ルーマンは、人格への信頼とシステムへの信頼を区別しているのであり、ここでの考察に主に関連するのは後者である。様々なシステムが存在する世界は、大きな複雑性を伴っている。システ

ムは世界を選択的に解釈し、世界の極度の複雑性を、システムが有意味に自己を方向づける範囲にまで縮減する (Luhmann, 2014, S.39 = 1990, p.56)。そのような性質を有するシステムにおいて機能する信頼は、人格的な信頼とは異なる。すなわち、既知の人物に信頼を置いているのではなく、あるシステムが作動しているという前提の下で、そのシステムの働きに信頼を置いている (Luhmann, 2014, S.64 = 1990, p.92)。(1)

このような状況は近代化とともに出現したものであると、ルーマンは考える。ルーマンの描いた近代化の過程を、小松は次のように要約している。「ルーマンによれば、『単純な社会』から機能分化した近代社会へと移行するにつれて、新しい信頼形成の形式として、人格的な信頼に加えて非人格的な信頼、つまり『システム信頼』が現れるようになる」(小松, 2003, p.92)。これは、Luhmann (2014) 第7章の要約であるが、ここに登場する用語について説明を補足しておきたい。かつての「単純な社会」では、生活の営みの確かさを保証していたのは、神話や自然法といった宗教的に基礎づけられた仮定であり、それらによって、世界の複雑性は既に縮減されたものとして前提されていた (Luhmann, 2014, S.60 = 1990, p.87)。やがて分化が進むにつれて、状況は一変する。分化の進んだ社会秩序は、自らの問題処理能力を高め、世界をより複雑なものとして捉えることができる (Luhmann, 2014, S.60 = 1990, pp.87-88)。(2) 近代社会においては、複雑性を処理する能力が飛躍的に増大した。世界が極めて複雑で、かつ規定されたもの、あるいは規定可能なものとして把握されるのは、体験と行為の選択の負担が社会システムの中で規制される場合のみである (Luhmann, 2014, S.60 = 1990, p. 88)。高度な複雑性を処理するには、その処理方法としての様々な選択が存在し、なおかつそれらの働きが統御されていなければならない。「その意味で、世界の複雑性と、多数の選択作用を分化させながら結合する社会的に規制された諸過程との間には、構成的な連関が存在しているのである」(Luhmann, 2014, S.61 =

(1) 同様の主張は、例えばアンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens) の近代化論にも見られる。ギデンズによると、現代社会における専門家への信頼は、特定の個人に対するものではなく、専門家の有する専門的知識の信憑性に対するものであるという (Giddens, 1990, pp.27-28 = 1993, p.43)。

(2) この引用箇所では説明が省略されているが、歴史の進展とともに「分化」の形式も変化してきたことを、ルーマンは別の機会に論じている。すなわち、「環節分化 (segmented differentiation)」から「階層分化 (stratified differentiation)」へ、そして「機能分化 (functional differentiation)」へ、という変化である (Luhmann, 2008, S.88 = 2015, p.87)。

1990, p. 88)。

近代においては、社会全体を包括的に統御し得るようなものは、もはや存在しない。そこでは、規範化の働きを持った自然の古い統一性は崩壊するか、形式的なものへと後退させられる(Luhmann, 2014, S.62 = 1990, p. 89)。それに代わって登場するのが、それぞれの機能へ分化した社会システムである。そのようなシステムにおける信頼にはいくつかの特徴があると、ルーマンは論じる。第一に、システムへの信頼が主題化されることは日常生活の中ではほとんどないのであり、この潜在性もシステムへの信頼を維持することに役立っている(Luhmann, 2014, S.76 = 1990, p.107)。⁽³⁾つまり、日常において人々が自らの依拠するシステムをほとんど意識することがないほど、自明な前提となっているということである。システムが反省の対象とならないことにより、それに関わる信頼も強固なものとして保持される。第二に、システムへの信頼をコントロールするには、専門的な知識がますます必要になってきているのであり、信頼に足るものかどうかの確認も、専門家のみが行い得る(Luhmann, 2014, S.77 = 1990, p.108)。ただし、それは専門家個人に関わる人格的な信頼というよりは、先述のように、システムの作動や機能に関わるものである。こうしたシステムの機能的能力に対する信頼は、システムに備わっているコントロール能力に対する信頼を含んでいると、ルーマンは指摘する(Luhmann, 2014, S.77 = 1990, p.109)。このように、近代化を通じてそれぞれの機能へと分化したシステムが成立したことは、社会の在り方を決定的に変化させた。ルーマンは、このことを「巨大な文明化の過程」と形容し、それは人々に複雑かつ不確定的な世界に対する安定的な適応をもたらしたと評価している(Luhmann, 2014, S.78 = 1990, p.110)。以上にて、小松によるリスク・コミュニケーションに関する議論の前提に置かれているルーマンの主張の概要を確認した。

(3) この点についても、ギデンズの議論に類似する内容を確認できる。現代社会における信頼の特徴は、専門家システムが通常想定されている通りに作動するという経験に基づくものであると、ギデンズは論じる(Giddens, 1990, p.29 = 1993, p.44)。つまり、科学技術の専門性を基盤として形成されるシステムが、日常においては問題なく作動することが、人々にとって自明の前提となっているということである。ただし、「システム」という概念の定義がギデンズとルーマンでは全く異なる。ギデンズの定義では、専門家システムとは、「われわれが今日暮らしている物質的、社会的環境の広大な領域を体系づける、科学技術上の成果や職業上の専門家知識の体系」である(Giddens, 1990, p.27 = 1993, p.42)。これは、それぞれの機能に分化したシステムの作動という観点に基づくルーマンの議論とは必ずしも一致しない。なお、ギデンズは「信頼」に関するルーマンの主張を批判的に論じているが、それは本稿の主題ではないので、ここでは立ち入らない。

2. リスク・コミュニケーションとは

リスク・コミュニケーションとの関連で、システムへの信頼についてのルーマンの議論を参照した背景を、小松は次のように述べている。「こんにちのリスク研究において最も大きな注目を集めている『リスク・コミュニケーション論』は、「システム信頼を醸成することが、リスクをめぐる社会的コンフリクト処理のための重要な手段であると捉える立場」である（小松, 2003, p.96）。もちろん、リスク・コミュニケーションの論者が、必ずしもルーマンのシステム論を考察の前提にしているわけではない。小松（2003）の主題は、ルーマンのリスク論を検討することであり、そのような観点からリスク・コミュニケーションに言及している。つまり、小松の主たる関心は、ルーマンのリスク論とリスク・コミュニケーションを比較検討することにある。したがって、上記の引用にて小松が述べていることは、ルーマンの議論及びその諸前提をリスク・コミュニケーションの論者たちが共有しているという意味で捉えてはならない。むしろ、一見、両者には共通点が多いかのように思えるとしても、詳細に検討すると実際にはそうではないということを、小松は論じようとしている。そして、そのような小松の問題意識こそが、本稿の主題である LCS の検討を行う上でも重要な意味を持つ。

リスク・コミュニケーションの研究や実践には、様々な領域の研究者たちが参加している。領域が異なれば、概念の定義や評価手法も異なる。そうした事情と主要な論点を整理した先行研究として、小松は吉川（1999）を挙げている。吉川（1999）において、リスク・コミュニケーションの定義として採用されているのは、日本語では「全米研究評議会」と訳されている、アメリカの National Research Council（NRC）によるものである。その特徴は、第一に、リスク・コミュニケーションが伝えるリスクを健康と環境に関わるものに明確には限定していないこと、第二に、利害関係者間で交換される情報をリスクそのものについての情報だけに限定しないことである（吉川, 1999, p.19）。NRC は、リスク・コミュニケーションを次のように定義する。リスク・コミュニケーションとは、「個人とグループそして組織の間で情報や意見を交換する相互作用的過程である。それはリスクの特質についての多様多種のメッセージと、厳密にリスクについてでなくても、関連事や意見またはリスクメッセージに対する反応とかりリスク管理のための法的、制度的対処への反応についての他のメッセージを必然的に伴う」（National Research Council [NRC], 1989, p.21 = 1997, p.25）。この定義においては、リスクそのもの以外の事柄も視野に入れるべきであることが強調

されている。そのような主張は、「科学技術上の対立が多くの公衆の無知のせいだとする問題の公式化は対立を悪化させるだけである」、「科学技術の選択は価値を背負っている」という認識に基づくのであり、「技術的専門家と公務員もまた、非専門家の利害、価値観、関心事についてもっと知る必要がある」という（NRC, 1989, pp.20-21 = 1997, pp.24-25）。⁽⁴⁾

以上のようなリスク・コミュニケーションが首尾よく進めば、問題は解消されたと言ってよいのだろうか。NRC は、そのようには考えない。リスク・コミュニケーションはリスク管理の一部にすぎないゆえ、その成功によって必ずしもよりよい決定に至るとは限らないという（NRC, 1989, p.27 = 1997, p.32）。別の箇所では、次のようにも述べられている。リスク・コミュニケーションの成功は、「リスク管理の意思決定が一般の安全を最大にすることは保証しない。それはただ、選択可能なすべての安全について意思決定者が何を知っているかを理解していることを保証するだけである」（NRC, 1989, p.21 = 1997, p.25）。また、リスク・コミュニケーションを行う際には、専門家と非専門家との関係に注意を払うべきであるとされる。専門家からの正確なメッセージが無視され、誤解され、拒絶されるというようなことはよくあるのであり、リスク・コミュニケーションは無知な人々への専門的知識の一方的な伝達以上のものである（NRC, 1989, p.28 = 1997, p.33）。⁽⁵⁾ これらの論点を総括して、吉川は NRC の主張において注目すべき点を挙げている。それは、「リスク・コミュニケーションを送り手と受け手との相互作用過程と考える点」であり、「リスクの専門家が情報を独占したり、専門家のニーズのみから情報を提供するというようなことはもはや正当なものとはされない」（吉川, 1999, p.20）。

さらに、NRC によるリスク・コミュニケーションの背景にあるものにも注目すべきであると、吉川は論じる。それは、「リスクにさらされる（ないしは、さらされる

(4) ただし、「我々は、科学技術について教養ある公衆が意思決定をする際に、科学的、技術的知識が必要であることを否定したり軽視したりはしない。実際のところ、一般的な科学の理解と、ある科学技術の選択に伴って生じ得る帰結について、もっと広く知らせるべきである、という提案を強く支持する」（NRC, 1989, pp.20-21 = 1997, p.25 [訳の一部を改めた]）。

(5) こうした問題の立て方が専門的知識の否定や軽視を意味するわけではないことが、ここにおいても強調されている。専門家からのメッセージは、非専門家が他の情報源からは得られない情報を提供するという点で、重要な役割を果たしているという（NRC, 1989, p.28 = 1997, p.33）。しかし、そのようなメッセージがリスク・コミュニケーションの過程にとって必要であるとしても、それだけではその過程を成功させるためには十分ではない（NRC, 1989, p.28 = 1997, p.33）。

可能性のある)人々に対しては、十分に情報を提供し、その問題に対する理解を深めてもらうことが重要である、という考え方」である(吉川, 1999, p.20)。そして、このような考えを実行に移すためには、リスク・コミュニケーションの目標と戦略が必要であるとして、Keeney and von Winterfeldt (1986) に依拠して、その論点を提示している。リスク・コミュニケーションの実施に際しては、以下の六つの達成すべき課題があるという。「リスク、リスク分析、リスク管理について、公衆をより教育すること」、「特定のリスクや、それらを低減するためにとられる行動について、公衆により知らせること」、「個人的なリスクの低減のための方策を奨励すること」、「公衆の価値や関心についての理解を深めること」、「相互の信頼や信用を強めること」、「葛藤や論争を解決すること」(Keeney & von Winterfeldt, 1986, pp.420-421)。これに続いて、専門家ではない人々のリスク・コミュニケーションへの参加や義務を吉川は論じているが、小松が参照しているのは上記の六つの達成課題を扱った箇所までであるため、それ以降の議論は省略する。

Ⅲ. リスク・コミュニケーションと LCS の接点

1. リスク・コミュニケーションの出現の社会的背景

以上の内容を、小松は次のように要約している。リスク・コミュニケーションとは、「ある決定によって影響を被ると思われる関係者から(環境や健康についての)リスクに対する関心や意見の表明を受けて、行政や専門家や企業がそうしたリスクの性質や内容についての『情報』を供与したりすることをとおして、決定者と被害者の間での不都合を解消していくことを目指すものである」(小松, 2003, p.96)。この要約は、小松の問題関心に即したものとなっており、吉川によって整理された各種の論点のうち、不都合に関わる箇所を強調していると言える。それは、後述するように、この論点がルーマンの議論を参照して、小松が問い直そうとしている点にほかならないからである。小松の理解では、これまで見てきたようなリスク・コミュニケーションとは、「定量的な基準によって決定過程に正当性を付与するのではなく、説得を通じた合意を決定過程にとって不可欠の契機とする」(小松, 2003, p.97)。ここでも小松は、リスク・コミュニケーションの主眼は合意であると述べている。そうしたコミュニケーションが必要とされるのは、「さまざまな許容値による命令・禁止を手段としてある状態の実現をめざす規制主義的な環境リスク政策が行き詰まりを見せてきた」からであるという(小松, 2003, p.97)。

そのことを、小松は「非知 (non-knowledge)」という概念を用いて説明する。この概念を社会学の領域において用いている代表的な人物の一人が、ウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck) である。小松もベックの主張を引用しつつ、それとの対比で、後述するルーマンの議論を取り上げている。ベックは、「非知」という概念を自身の「再帰的近代化 (reflexive modernization)」論の中に位置づけ、現代社会は「リスク社会 (risk society)」であると論じた。ベックによると、近代社会は「産業社会 (industrial society)」として始まった。様々なリスクが、産業社会における監視や保安の諸制度から次第に身をかわす傾向にある近代社会の発達段階がリスク社会であり、産業社会の諸制度では統制することのできない脅威が生み出されていく (Beck, Giddens & Lash, 1994, p.5 = 1997, pp.16-17)。つまり、リスク社会は、従来の産業社会の終焉に伴う新しい段階というよりは、産業社会の進展の結果として出現した状況を指す。そこでは、産業社会のシステムの中では対処したり同化したりすることができないリスク社会がもたらす結果に、自己対決していかなければならない (Beck, Giddens & Lash, 1994, p.6 = 1997, p.18)。このような自己言及的な近代化の進展の在り方が、ベックの言う「再帰的近代化」である。

再帰的近代化の媒体は知ではなく非知であると、ベックは論じる (Beck, Giddens & Lash, 1994, p.175 = 1997, p.320)。そして、そのような状況を「副作用の時代」と呼ぶ。あらかじめ知り得ないことや意図せずに発生してしまうことが、科学技術が発達した現状においては次々に出現しているのであり、そのことをベックは「副作用」と表現している。しかも、それらの問題に対しては、十分な対応ができるとも限らない。近代化は、「意図しなかったり、気づかれないかたちで、それゆえ省察とは無縁なかたちで、近代化そのものを《むしばんでいく》のである」 (Beck, Giddens & Lash, 1994, p.176 = 1997, p.321)。⁽⁶⁾ 非知によってもたらされる問題の解決を試みようとするならば、リスク・コミュニケーションが有力視されることになる、小松は

(6) ここで「省察 (reflection)」という概念が挙げられているのは、この引用箇所での主張はギデンズへの批判として提起されているからである。ベックは再帰的近代化に関して、いくつかの点においてギデンズと見解を異にする。ギデンズによると、「近代の社会生活の有する再帰性は、社会の実際の営みが、まさしくその営みに関して新たに得た情報によってつねに吟味、改善され、その結果、その営み自体の特性を本質的に変えていくという事実に見いだすことができる」のであり、省察それ自体に対する省察も含めて再帰性が見境なく働くことがモダニティの特徴であるという (Giddens, 1990, pp.38-39 = 1993, pp.55-56)。こうした主張に対してベックは異論を唱え、再帰的近代化の本質として非知を位置づけている。

考える。「環境や健康等に関するリスクが『非知』であるがゆえに、合意調達による決定過程の正当化に、活路を見いだそうとしているわけである」(小松, 2003, p.97)。すなわち、リスク・コミュニケーションの問題意識や方向性は、「リスク社会」と形容される社会状況を念頭に置いたものであるとされる。もちろん、リスク・コミュニケーションに関する議論にて、バックの社会学理論が必ずしも参照されているわけではない。しかし、そこにおいて想定されている社会状況は、バックが「非知」という概念を用いて述べているものに近いというのが、小松の理解であろう。

上述のような認識に基づくとされるリスク・コミュニケーションの特徴は、次のように示されている。

このようなリスク・コミュニケーション論は、単に「客観的な」情報を「精確に」与えさえすれば、つまり、唯一の正しい「正解」を当事者間で精確に「共有」されるならば、双方が正しい理解に達するはずであり、コンフリクトは起こり得ない、という考え方とは袂を分かつている。環境問題解決の「正解」を、時々コンテキストに依存した社会的合意にゆだねるという見地に立つ(小松, 2003, p.97)。

こうした理解が正しいと考えられることの根拠として、NRCによる見解を小松は挙げている。NRCによると、リスク・コミュニケーションにおいては、「問題と行動の理解の水準をあげ、関係者が利用できる知識の範囲内で適切な情報が与えられていると得心させられる程度までいけば成功していると考え」(NRC, 1989, p.26 = 1997, p.31)。ここでは、「適切な情報」の量や質が問われているのではなく、主眼は受け手が「得心させられる」ことにある。『「得心させられる程度まで」リスク・コミュニケーションを進めることができるためには、コミュニケーションの送り手(専門家や政策立案者側)は、コミュニケーションの受け手が置かれたコンテキストを理解したり、共有可能なコンテキストを新たに生成させていくことが不可欠になる』(小松, 2003, pp.97-98)。こうした理由から、リスク・コミュニケーションにおいては文脈への依存や合意が重視されるというのが、小松の見解である。そして、小松は上記の引用箇所の注にて、以下のように記している。「村上陽一郎の『安全学』における『寛容の主張』(村上 1998: 234-235)も、このような論脈の中に位置づけることができるだろう」(小松, 2003, p.220)。

2. 複数解の容認と LCS

小松が言う「寛容の主張」とはどのようなものであるのかということ、村上の論考に即して検討する。小松は村上（1998）の第13章234ページから235ページを参照するように指示しているが、これらの箇所を読んだだけでは、小松がリスク・コミュニケーションに関する自身の議論との関連で「寛容の主張」に言及している理由は、必ずしも明らかではない。その理由を探るために、村上（1998）にて、小松が挙げたページの直前までに書かれていることを参照してみたい。現代社会には、複数の価値の間での対立や、一つの価値をめぐる異なる立場の間での対立が様々な形で存在していることが、村上（1998）では論じられている。「安全」という概念も、その例外ではない。こうした問題への対処を考えるには、従来の解決手法の前提を問い直す必要があると、村上は主張する。それは、「工学的解決方法にほとんど常に付きまとう前提である。すなわち、問題には唯一の合理的な解が存在し、ゆえに問題の解決とは何らかの方法でその唯一解を見いだすことである、という前提である」（村上、1998、p.233）。この前提を問い直す試みとして、村上は「複数解の容認」を提唱する。この箇所こそが、小松が言及している234ページから235ページにかけての記述である。

複数解の容認とは、最終的に選択された「解」が「合理的な最適解」であり、「唯一解」である、という意味決定の際の「解釈」を捨てることを意味する。言い換えれば、その最終解を選ばせたのは、特定の価値と特定の視点に立つことだけであることの確認である。捨てられたそれ以外の解は普遍的な「合理性」の基準から見て「より非合理」ではない、ということの確認である（村上、1998、pp.234-235）。

「複数解の容認」の定義を確認しただけでは、小松が自身の議論との関連でこのことに言及した理由は明らかにはならない。つまり、小松が参照するように指示している箇所の記述からは、小松の議論との具体的な接点を見出すことはできない。小松の議論との接点を確認できるのは、「複数解の容認」の提唱そのものではなく、この提唱を実践するための方法論として、村上（1998）の終章で論じられている「LCS (Less Conflictual Solutions)」である。それは、「お互いに、今選ばれる解決が最終的なものではなく、当面価値の衝突が『比較的少ない』と思われるものでしかないことを了解し合う、そして、その解決なるものはいつでも、別の『もっと衝突の少ない』と思われるものに、乗り換えられる余地を残していることを容認し合う」ということであ

る(村上, 1998, p.238)。村上(1998)に先立って執筆された村上(1994)にも、この方法論への言及がある。そこでは、LCSは「事なかれ主義」とは異なるという説明がなされている。「周りを見渡して、最も摩擦の少なそうな解決に同調することを奨励するものではない」のであり、「もともと『最も摩擦の少ない』ような解は存在しない、ということ的前提にしている」(村上, 1994, p.243)。(7)

村上がこのような方法論を提唱するに至った背景には、現代社会の様々な場面に存在している対立や摩擦を解決しようとする際に、既存の枠組みによる問題処理では十分に対処できないという認識がある。複数の選択肢を想定できる場合であっても、実際にはその中から一つの解を選択しなければならない。「どこに視点を置くか、何に根拠を置くか、によって、『合理的』と思われる解は多岐に分かれる」が、そこに「何らかの新たな基準を設けて、プライオリティを与え、最終的に『最終解』を選択する、という方法こそ、合理主義的な方法として、これまで称揚されてきた」(村上, 1998, p.234)。この方法が有効に機能しないとすれば、合理的な唯一解によって意思決定を正当化できないゆえに、何らかの妥協や調整が図られることになる。「そのような妥協は、あるいは妥協を目指す調整は、相互に比較のできない価値、あるいは次元の異なる考慮のぶつかり合いに由来する齟齬を対象としている以上、それらを比較、衡量するための共通の枠組みを造ることが困難である、あるいは敢えて言えば不可能である」(村上, 1998, p.114)。

ここに、LCSが登場する。それは、「調整、もしくは妥協には、理想解は存在しない、ということの確認である」、すなわち、「唯一絶対の解決があるという考え方を断念することから出発すべきだ」ということである(村上, 1998, p.115)。こうして、LCSの採用においては、妥協や調整といった作業が求められることになる。この点にこそ、小松のリスク・コミュニケーションに関する議論と村上の主張との接点を見出すことができるのではないだろうか。つまり、小松がリスク・コミュニケーションという論脈の中に村上の「寛容の主張」を位置づけた際に念頭に置いていたのは、「複数解の容認」を実践するための方法論としてのLCSなのではないだろうか。そのように言えるのは、価値や利害が対立する状況下で何らかの形で合意を得るための手段として、小松はリスク・コミュニケーションを論じていたからである。なお、村上が「複数解

(7) 村上が「事なかれ主義」の例として挙げているのは、一般に「集団主義」と呼ばれる行動原理である(村上, 1994, p.243)。

の容認」ならびに LCS に関連する議論に「寛容」の名を冠している理由については、後述することにした。小松によるリスク・コミュニケーションの諸前提の問い直し作業がどのようなものであるのかということを確認した上で、この論点に立ち戻るといふ手順を、本稿では採用する。それにより、リスク・コミュニケーションと「寛容の主張」との関係についての小松の理解の妥当性の有無も含めて検討する。

IV. LCS の前提の再検討

1. 決定者と被影響者の関係

先述のように、小松が村上の「寛容の主張」に言及したのは、「得心させることができる程度まで」リスク・コミュニケーションを進めることができれば、それは成功であると言えるという、NRC の見解との関連においてであった。得心させる相手とは、意思決定の過程に参加することができない人々である。この点について、小松は次のように述べる。「決定過程に参加できないにもかかわらずその影響を被る人々と決定者との間の葛藤や紛争をいかにして回避あるいは予防するか、がリスク・コミュニケーションの直接の課題となる。このとき、葛藤や紛争を回避するにあたっては、決定過程に対する『信頼』を獲得する必要がある」（小松, 2003, p.98）。小松によると、信頼の獲得のために有効なのは、情報開示と参加の呼びかけである。

情報開示が有効であるのは、密室で決定が下されたわけではないという印象を人々に与えるからである。「情報」を開示しないことそれ自体がすでに人々の不信感を喚起することになる。さらに、「参加」が有効であるのは、決定過程に参加することができたり発言の機会が与えられることによって、行政等のおこなうリスク・コミュニケーションの過程や手続きに対する評価が好意的になるからである（小松, 2003, p.98）。

しかし、これらの条件が満たされることが、問題の解決を意味するわけではない。なぜなら、「リスク・コミュニケーションが成功し合意が達成され信頼が調達できたからといって、問題が（内容的な次元で）実際に解決されるわけではない」からである（小松, 2003, p. 98）。そうであるならば、受け手が得心させられる場合にリスク・コミュニケーションは成功したと言えるという主張は、その前提も含めて再検討する必要があるのではないだろうか。このような問いを、ルーマンの議論を参照して小松

は考察する。ルーマンのリスク論の特徴の一つは、「リスク」と「危険 (danger)」の区別に基づいて、「決定者 (decision makers)」と「被影響者 (those affected)」の非対称性を論じたことである。「場合によっては起こりうる損害が決定の帰結と見なされ、したがって、決定に帰属される、というのが一つ。この場合には、リスクと呼ぼう。くわしく言えば、決定のリスクである。もう一つは、場合によってはありうる損害が、外部からもたらされたと見なされる、つまり環境に帰属される場合である。このときには、危険と呼ぼう」(Luhmann, 2003, S.30-31 = 2014, p.38)。損害を自らによる決定と見なすのが決定者であり、自らの選択の結果としてではなく外部からもたらされたものと見なすのが被影響者である。

ある事柄を「リスク」として受け止めるのか、あるいは「危険」として受け止めるのかという違いについての議論を深めることは、リスク・コミュニケーションやそれに基づく合意形成の諸前提を問い直す契機となり得る。本稿での検討事項との関連で述べるならば、第一に、定量的なリスク評価の採用による問題解決の試みが、必ずしも機能するとは限らないということである。「決定者と被影響者との間のコンフリクトにおいては、リスク状況についての定量的な分析は役に立たない」のであり、そのように言えるのは、「一方のケースでは問題がカタストロフィとして知覚されており、他方の場合にはそうではないからである」(Luhmann, 2003, S.124 = 2014, p.137)。被影響者の場合、直面する事態はカタストロフィとして認識されるという。これは、先述したベックの定義とは異なる意味で、ルーマンは「非知」の問題を捉えているということにほかならない。「ルーマンにとってカタストロフィとは、単にある種の恐怖のシナリオを意味する概念なのではなく、科学的知識に基づいてどの点を明らかにすればリスク軽減が可能かといった非知の特定化が不可能である、という人々の意味付けを言い表した概念である」(小松, 2003, p.74)。(8) 特定化の可否という論点を考慮に入れないままリスク・コミュニケーションを推進することは、推進する側が期待していたものとは全く異なる結果をもたらすかもしれない。

第二に、リスク・コミュニケーションにおいて目指される、人々の「参加」を通じた「合意」についても、再考が必要となる。「参加によって、結果的に何らかの決定

(8) ルーマンが定義する意味での非知は、「特定化されない非知」と呼ばれる。このような非知は、「それについてコミュニケーションされようがされまいが『客観的に』存在している恐怖をもたらす案件ではなく、科学的知への変換可能性を疑問視するコミュニケーションの中で、それとして言明されることではじめて出来るもの」である(小松, 2003, p.74)。

にいたったとしても、その決定の結果には、[参加がなされなかったときは] 別なかたちでのメリット・デメリットが、周知ないし未知の、あるいは確実ないし不確実なメリット・デメリットが、ともなわれるかもしれない。こうして[被影響者が決定者側に就き、共にリスクに直面したことで] リスクがずれていった場合、またあらためて参加に助けを乞わざるをえなくなるだろう」とルーマンは指摘する (Luhmann, 2003, S.164 = 2014, p.178)。つまり、何らかの合意が得られることは、決定者と被影響者の対立の解消をもたらすとは限らないということである。それどころか、『参加』による政策過程は、すべての人がその決定に参加することができない以上、その決定に対して『危険』を感じる人々を新しく生み出すだけである。今度はその新しい被影響者が、その決定の善し悪しについて議論しだすことになり、決定者／被影響者という図式そのものには何ら変化をもたらさない (小松, 2003, p.78)。そうであるならば、何らかの合意が得られたことをもって、「問題は解決された」、「対立は解消された」と見なすことは妥当ではない。そのように見なす場合、「意味の事象 (内容的) 次元が社会的次元に解消され、この二つの次元の差異が不明確になっている」のであり、「リスク・コミュニケーションは、決して解消されることのない『決定者／決定に関与しえない被影響者 (被害者、部外者)』という差異を、むしろ隠蔽してしまうことにつながりうる」 (小松, 2003, p.99)。

2. 機能的概念としての「寛容」

決定者と被影響者の関係についての以上の指摘は、意思決定の方法論として LCS を採用する際にも、常に念頭に置いておくべき事柄である。ここに示されている論点は、LCS に関する村上による従来の議論においては十分に扱われてこなかったものであり、その諸前提を再検討する手がかりとなり得るものである。LCS においては、より摩擦の少ないと思われる解を選ぶために、妥協や調整が行われる。しかし、妥協や調整が成功して一定の合意が得られたとしても、そのことは問題の解消を意味するとは限らない。ただし、ルーマンの指摘をもって村上の主張が全面的に否定されるかというと、そうではない。LCS の実践に基づく「複数解の容認」について、村上 (1998) では次のように論じられている。

もろもろの価値からの、あるいはもろもろの観点からの「解」を、「解」として容認すること、そしてある特定の「解」が今選ばれたのは、取り敢えずある特定の

価値と視点に重きを置いたからであって、それ以外の可能性を否定し、捨てたわけではない、ということ、常に、強く、認識することの提言である（村上，1998，p.235）。

何らかの合意が得られたからといって、それは暫定的なものにとどまるのであり、問題が解消されたわけではないこと、さらには、そのような認識に基づいてコミュニケーションを継続することの必要性が、ここで表明されている。もちろん、ある選択がなされた時点で採用されなかった解を新たに選ぶ可能性を否定し捨てたわけではないことを認識し、議論を継続するとしても、被影響者の側に区分される人々がいなくなるわけではない。しかし、そのことは、問題の解決に向けた諸実践の継続自体の否定を意味するのではない。むしろ、諸実践の継続の必要性の自覚は、なお問題が解決していないこと、つまり、被影響者の側にとどまっている人々が存在し得ることの自覚にもつながるだろう。このように捉えるならば、村上による上記の提言は、決定者と被影響者の関係についてのルーマンの主張との関連で、積極的な意味を持つとさえ言える。「複数解の容認」という表現を通じて、認識が硬直化しないことの重要性を村上は説いている。そして、上に引用した「複数解の容認」の提唱がなされた箇所にて、「この提言を全く別の観点から表現すれば、『寛容』の主張と言ってもよい」と述べている（村上，1998，p.235）。ただし、それをなぜ「寛容」と呼ぶのかということについて、村上（1998）では明確に論じられていない。

そこで、村上による他の論考を参照して、上記の点を明らかにすることを試みる。村上（1994）では、村上が用いる「寛容」という概念は、「倫理的、道徳的な価値ではない。むしろ、道徳的、倫理的な価値を論じるための機会を提供するもの」であるという定義がなされている（村上，1994，p.222）。道徳的、倫理的価値を問い直したり、比較検討したりするには、その自明性から一旦距離をとることが必要になる。そのような作業が可能であるのは、認識の「ダイナミズムの機能」のゆえであると、村上は考える。それは、「自分が動いて、自分が委ねられている構造空間を相対化できることを、論理的にはではないが、機能としては保証してくれる」ものである（村上，1994，p.187）。⁽⁹⁾ このようなダイナミズムゆえに、特定の道徳的、倫理的価値観を有

(9)「もちろん、その動きが保証されただけでは、われわれは、どこにも行き着かない。辿り着いて、そこに確固とした足場を見いだして、安心することは許されない。その意味では無限後退があるのみである」（村上，1994，p.187）。

している状態からある程度までは距離をとり、その諸前提を再考する営みが可能になるのではないだろうか。そして、「ダイナミズムの静的な把握が許されるとすれば、それが『寛容』になるだろう」（村上，1994，p.222）。つまり、ダイナミズムの働き、もしくは機能を一つの概念として言い表すと、「寛容」になる。それは、「特定の価値基準に足をべったりと置いてしまって、そこから、問題を理解し、そこから、問題の解決を求めようとする、敢て挑戦的に言えば『知的怠惰』からの離脱」であり、その離脱を助け、判断のダイナミズムを保証する戦略として、LCS が掲げられる（村上，1994，p.242）。

このようなダイナミズムもしくは機能を「寛容」と表現する理由については、村上（2011）にて、おそらく最も平易に、かつ明確に述べられている。人間は、自身が生まれた共同体の言語を学ぶことによって、共同体の掟や習慣、秩序といった、世界をどう理解したらよいかという認識の枠組みを学ぶのであり、それらを「ノモス (nomos)」と呼ぶ（村上，2011，p.31）。しかし、ノモスが個人を完全に統御できるわけではない。ノモスから外れようとするエネルギーとしての「カオス (chaos)」を、個人は備えている（村上，2011，p.32）。この両者の関係を、先述したダイナミズムの観点から論じる場面で、「寛容」という表現が登場する。「人間がこうして、外部共同体の与えるノモスに完全には統御されず、そこからはみ出る力、あるいは余裕を備えている、という事実を、私は『機能的寛容』という言葉で表現したい」（村上，2011，p.33）。「機能的寛容」の定義に関する村上の説明を要約すると、以下ようになる（村上，2011，p.33）。⁽¹⁰⁾ 日本語の「寛容」に相当する英語表現は「tolerance」であるが、この言葉には「裕度」という訳語も与えられている。それは、「公的に定められた基準値からの許容範囲内でのずれ幅」という意味であり、これに類する英語表現としては、「酌量できる範囲」を指す「allowance」も存在する。人間のカオスがノモスに完全には従わないこと、つまり、人間が「自分の生きる共同体にある程度は忠実に、しかし他の可能性に対しても開かれた存在であること」を保証している「遊び」もしくは「ゆとり」が、「機能的寛容」である。

(10) 自身の認識を相対化するのみならず、他者や異文化を理解する可能性も、ここに生まれる。なぜなら、「機能的寛容のおかげで、自分とは違ったノモスのなかに生きる人々を、少なくとも部分的には、理解する余地が存在することになる」からである（村上，2011，p.33）。

V. おわりに

村上が掲げる LCS の実践の過程で妥協や調整が行われる際に、小松が指摘したリスク・コミュニケーションが陥る可能性のある問題を常に考慮に入れるべきであることを、本稿では確認した。しかし、この確認作業によって同時に明らかになったのは、村上の「寛容の主張」をリスク・コミュニケーションの論脈の中に位置づけることができるだろうという小松の指摘は、必ずしも正確ではないということであった。小松がリスク・コミュニケーションについて指摘した問題点は、LCS の実践の過程で問われるべき事柄であり、こうした観点から検討することの意義は大きい。また、小松がリスク・コミュニケーションとの関連で「寛容の主張」に言及したからこそ、本稿で展開した考察の可能性も開けたという意味でも、小松の指摘は貴重である。ただし、LCS は村上の「寛容の主張」の一部分を構成するものであり、「寛容の主張」そのものではない。つまり、「寛容の主張」を LCS に還元することはできない。そうであるならば、リスク・コミュニケーションの論脈に LCS を位置づけて批判的な検討を行うことは重要であるが、それによって得られる評価は、「寛容の主張」そのものに適用されるべきものというよりは、「寛容の主張」に基づく実践において LCS を採用することに対するものであるという理解が妥当であろう。それどころか、判断のダイナミズムを維持する実践としての「寛容の主張」は、小松が批判する従来のリスク・コミュニケーションの在り方を問い直す視座を提供するものでさえあると言える。もちろん、そのように位置づけることは、「寛容の主張」を無批判に受け入れることを意味するのではないということは言うまでもない。むしろ、こうした検討を通じて、「寛容の主張」及びそれに関わる実践について問われるべきことや今後の課題が明確になったと言える。

ある時点で解が得られたとしても、それがまさに暫定的であるということの自覚が重要であると、村上は「複数解の容認」という表現を用いて論じていた。そうした暫定性の自覚は、問題が未だ解決されていないこと、決定者と被影響者の対立図式が解消されていないことの自覚をもたらす条件でもある。つまり、何らかの解が選択されたとしても、そのことをもってコミュニケーションが終了するのではない。その時点では決定に加わらなかった人々、加わることができなかった人々との間でのコミュニケーションの可能性に開かれていることが重要なのであり、それを可能にするものこそが「複数解の容認」なのではないだろうか。このように、ルーマンの議論の核心にある論点を取り込む形で、「複数解の容認」という概念を再定義することを、本稿で

は提唱したい。それは、村上の「寛容の主張」あるいは「機能的寛容」論の射程の拡張であると同時に、「寛容の主張」が自らの理論的構想の諸前提にも適用されるということ、すなわち、「判断のダイナミズム」の働きは「機能的寛容」論そのものにも再帰的に作用するということである。

最後に、「複数解の容認」に相当する論点は、決定者と被影響者の間に埋めることのできない溝が存在することを指摘したルーマンの議論にも見出すことができるという点を確認しておきたい。ルーマンは、従来のリスク・コミュニケーションとは異なる形でのリスクへの対処の可能性として、「リスク・ダイアローグ (risk dialogue)」を提唱した。そこにおいてルーマンは、「何らかの時点で正しく決定を下せるといった考え方」を放棄することが必要であると述べて、「その代わりに、リスクとのかかわりで自分の見解をたえず新たに作り替えていかななくてはならないだろう」と論じる (Luhmann, 2003, S.168 = 2014, p.182)。村上の表現を用いるならば、「唯一解」を断念し、「複数解」を容認するということである。リスク・ダイアローグにおいては、「自分の論拠の説得力を素朴に信頼したり証拠となる事実を素朴に信頼したりするのではなく」、「討議の前提が変わってしまった場合に備えて、自分自身を十分に開放的にしておくよう試みることができるだけである」 (Luhmann, 2003, S.168 = 2014, p.183)。これは、機能的に寛容であることの重要性の主張にほかならない。リスク・ダイアローグと機能的寛容論との関係については、稿を改めて、より詳細な検討を行う必要があるだろう。

参考文献

- Beck, U., Giddens, A. & Lash, S. (1994). *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*. Cambridge: Polity. (松尾精文/小幡正敏/叶堂隆三訳 (1997) 『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』、而立書房。)
- Giddens, A. (1990). *The Consequences of Modernity*. California: Stanford University Press. (松尾精文/小幡正敏訳 (1993) 『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』、而立書房。)
- 萩原優騎 (2021) 「情報倫理学における文化相対主義批判の再検討」、『社会科学ジャーナル』、88、5-24。
- Keeney, R. L. & von Winterfeldt, D. (1986). Improving Risk Communication. *Risk Analysis*, 6 (4), 417-424.
- 吉川肇子 (1999) 『リスク・コミュニケーション——相互理解とよりよい意思決定をめざして』、福村出版。
- 小松丈晃 (2003) 『リスク論のルーマン』、勁草書房。
- Luhmann, N. (2003). *Soziologie des Risikos*. Berlin: Walter de Gruyter. (小松丈晃訳 (2014) 『リスクの社会学』、新泉社。)
- Luhmann, N. (2008). *Die Moral der Gesellschaft*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (馬場靖雄訳 (2015) 『社会の道徳』、勁草書房。)
- Luhmann, N. (2014). *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*. Konstanz: UVK. (大庭健/正村俊之訳 (1990) 『信頼——社会的な複雑性の縮減メカニズム』、勁草書房。)
- 村上陽一郎 (1994) 『文明のなかの科学』、青土社。
- 村上陽一郎 (1998) 『安全学』、青土社。
- 村上陽一郎 (2011) 『知るを学ぶ——あらためて学問のすすめ』、河出書房新社。
- National Research Council (1989). *Improving Risk Communication*. Washington: National Academy Press. (林裕造/関沢純監訳 (1997) 『リスクコミュニケーション——前進への提言』、化学工業日報社。)

**Problems of Conflicts in Risk Communication:
Referring to the View of Niklas Luhmann's Sociology**

<Summary>

Yuki HAGIWARA

“LCS: Less Conflictual Solutions” is a methodology of “functional tolerance” theory proposed by Yoichiro Murakami. Takeaki Komatsu regards the concept of “tolerance” defined by Murakami as the one which shows a necessary condition for information senders to understand the context of their communication with information receivers or to build a new context they will be able to share. This definition appears when Komatsu criticizes the premises of risk communication. This paper aims to reconsider LCS and functional tolerance theory by analyzing Komatsu’s argument based on Niklas Luhmann’s sociology.

According to Komatsu, one of the main interests of risk communication is how to convince information receivers. It means that the success of risk communication for information senders is to gain information receivers’ trust in their risk management. However, such an assumption is not self-evident if referred to Luhmann’s comments on risk communication. He distinguishes risks from dangers. Risks belong to the decision-makers, and dangers belong to those affected. In other words, risks are the losses recognized as the results of a decision, and dangers are the ones recognized as what are provided from the outside. There is a gulf between the decision-makers and those affected.

What Luhmann pointed out is important to reexamine LCS. Murakami says that it is impossible to achieve the unique solution as the least-conflictual one. Therefore, making a compromise is necessary to reach a less conflictual

solution. However, LCS cannot be a methodology to overcome a gulf between the decision-makers and those affected. On the other hand, Murakami emphasizes the importance of seeking a possibility to find a better solution, not the best one. If a person places absolute trust in the option selected already, he/she will lose sight of the possibility of choosing a better solution. He/she should be conscious that their present choice is tentative. Murakami regards that such a person is functionally tolerant.

Being functionally tolerant is necessary to improve a situation by recognizing a gulf between the decision-makers and those affected, though it will not be resolved completely. In this meaning, Komatsu's definition of Murakami's "tolerance" is incorrect. Komatsu's criticism against risk communication can be applied to LCS, but not to functional tolerance theory itself. However, this does not mean that functional tolerance theory should be accepted uncritically. It will be possible to revise LCS and functional tolerance theory by referring to Luhmann's view.

